

第25期第27回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年10月6日(月曜日) 13:30～14:45

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第10番	田村伊佐雄
第3番	藤田幸正	第11番	田坂健次
第4番	塩見敏夫	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第9番	藤田隆	第18番	石川千壽子

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第7番	寺尾俊行
第8番	星加誠	第15番	眞鍋篤俊
第17番	渡邊勝俊	第19番	山口三七夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
事務局次長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農業者年金について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員12人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

昔から暑さ寒さも彼岸までといいまして、暦の上では寒露ということで、朝晩本当に涼しくなり秋の深まりを感じます。

今はちょうど雨の間で、稲刈り等の時期に当たりますが、皆さん頑張って農作業に取り組んでいただけたらと思います。

それでは、ただいまから第27回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号及び第2号、農政関係は「農業者年金について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において 土岐典子委員と石川千壽子委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は1件です。

2 ページをお開きください。

4 4 番、本郷一丁目、畑 1 筆、面積 9 8 m²、譲受人は市内在住の 1 - 1 さん。譲受人は、現在、1 反 7 畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員である土岐秀男委員から報告をいただきます。

土岐秀男委員お願いします。

【土岐(秀)委員】

申請地は現在、耕作はされておらず、雑草などは刈り取りされていますが、雑木の切り株が数本残っており、重機などで撤去し耕起すれば耕作ができる状況であります。また、隣接地の譲渡人との境界立会で境界線の確認もされ、境界については特に問題はないと思われます。譲受人は、自宅近くで季節野菜を栽培しており、耕作意欲も十分にあり、許可後は家族での季節野菜の栽培を計画していますが、耕作による周辺地域への影響はございません。地域との調和要件も特に問題はないことから、許可しても支障はないと思われます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、4 4 番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【近藤(孝)委員】

全部効率利用要件の農機具が確保されているか等の調査について、事務局はどのように確認していますか。

【竹林事務局次長】

個別の現地確認ではなく、申請内容に照らして事務局が保有しているデータ等で確認いたしております。

【近藤(孝)委員】

下限面積要件の廃止後、農機具をほぼ保有しない状態で申請されることを懸念しておりますが、どのような現状でしょうか。

【井上主任】

明らかに耕作できないだろうというようなものでない限り、総会での審議に諮らせていただきますが、例えば1反以上の農地を「手で耕作します。」「鍬で耕作します。」という場合は、さすがに許可は難しい旨お伝えしております。

【近藤(孝)委員】

申請の段階で、農機具の保有を担保する書類を添付していただくことも考えてみてはどうでしょう。

【井上主任】

農機具は導入予定でもよいということから、申請時点で保有していなくても「許可後購入（リース）します。」と言われると、認めざるを得ないのが実情でございます。農業委員会によっては、売買（リース）契約書の写しを求めているところもあると聞いております。

【藤田会長】

申請を受けて地元委員さんが現地を見られる際に、しっかりと調査をしてきていただくことが重要で、地域との調和要件のことなどをいろいろお尋ねする中で、「この要件を満たさなければ許可になりません。」ということもお伝えいただきたいと思います。

そうすると、農業機械もそうですけど、保有していない場合は、「リース契約で借ります。」「知人から借ります。」ということでしたら、「ああ、そうですね。」というぐらいのもので、その地域の方が一番よくおわかりだという点を踏まえて、十分に調査をしていただいたら、なおよろしいのではないかと思います。

【近藤(孝)委員】

3条許可後に農地転用される場合のルールはどうなっていますか。

【井上主任】

過去には愛媛県から3年3作とされていましたが、それは不適切であると国から指導がございました。こちらの縛りはなくなりましたが、3条で申請された以上、耕作目的で許可が出されているわけですから、その内容が虚偽だったのかどうかの審査が必要に

なるわけです。何か理由があるのであれば、その理由を添付させなさいというのが国からの指導でございました。

したがって、何年耕作していればよいという問題ではなく、3条で許可を得て転用するに至る理由次第というところになってまいります。相続、病気等により耕作できなくなったのであれば、3年以内でも当然できますし、ずっと耕作しないまま放置している状態でしたら3年以上経過しても難しくなります。

何年遡及するかという問題は確かにございますが、3条で申請された以上、転用の申請書にそのような理由書を添付させ、愛媛県に判断を仰ぐという形になっております。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は11件です。

4ページをお開きください。

122番、多喜浜五丁目、田1筆、譲受人は2-1さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

123番、大生院字本村、畑1筆、譲受人は2-2さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

124番、庄内町二丁目、畑2筆、譲受人は2-3さん。内容は宅地分譲3区画、一体利用地として宅地301.63㎡及び用途廃止水路13.25㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

5ページを御覧ください。

125番、吉岡町、畑1筆、譲受人は2-4さん。内容は宅地分譲3区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

126番、庄内町二丁目、田1筆、譲受人は2-5さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として宅地133.18㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

127番、萩生字本郷、畑2筆、譲受人は2-6さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

6ページをお開きください。

128番、船木字上長野、畑1筆、譲受人は2-7さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

129番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は2-8さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜インターチェンジが存在するため第3種農地であると判断されます。権利区分は所有権移転です。

130番、垣生一丁目、田4筆、譲受人は2-9さん。内容は宅地分譲2区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

7ページを御覧ください。

131番、庄内町五丁目、畑2筆、譲受人は2-10さん。内容は自己住宅1戸66.24㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

132番、大生院字喜来、畑2筆、譲受人は2-11さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、122番から132番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、122番から132番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

8ページをお開きください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして、御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6、相続税の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて、税務署に届け出ることとなっております。

4番、東雲町三丁目、1筆、相続人は市内在住の3－1さんで、地元委員の安藤育雄委員さん及び事務局職員が該当農地を現地調査して適正に管理されていることを確認いたしました。

以上御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、9ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもって暫時休憩いたします。

なお、14時5分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、農業者年金についてを議題といたします。本日は、愛媛県農業会議から担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。森田主任です。それでは、よろしくお願いいたします。

【森田主任】

<説明>

【藤田会長】

ご質問がないようですので、農業者年金について、終了いたします。

愛媛県農業会議の森田主任、本日は、お忙しい中、総会にご出席いただきましてありがとうございました。

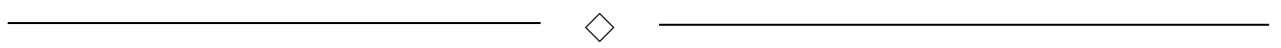
以上をもちまして、第27回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時45分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員